

1 開催日時

令和7年5月22日（木）18:00～

2 開催場所

宇部市役所4階 教育委員室

3 その他の事項

- ・ 宇部市地域学校協働活動推進員の委嘱について
- ・ 文化財審議会委員の任命について
- ・ 宇部市立図書館協議会委員の任命について
- ・ 市長記者会見について
- ・ 適正規模・適正配置について
- ・ 寄附の報告について

報道発表

新たな学校セーフティネットの構築を進めます

ウェブ番号1025272

公開日 2025年5月21日

本市では、「安心・安全に過ごせる質の高い教育環境」の実現に向けて、学校の施設整備や、防災・防犯に対する理解を深める教育など、子どもたちが安心・安全に過ごせるためのハード・ソフト両面での取り組みを進めています。

しかしながら、昨今各地域で、学校敷地内や通学時などで痛ましい事件や事故が発生しており、子どもたちや、保護者の方々の不安は一段と高まっています。

こうした事態の中、本市では、特に学校内での子どもたちを守るための緊急対策として、非常時における通信手段の確保や、屋外への緊急通報装置の設置、屋外活動における学校ルールの見直しなど、新たな学校セーフティネットの構築を行います。

スケジュール（予定）

5・6月 市内小中学校（全36校）の現状調査

7月 セーフティネット強化の検討、学校ルールの見直し

→方針・対策を決定

※方針決定後、順次対策を実施（必要に応じて補正予算措置）

このページに関するお問い合わせ

教育委員会事務局 教育総務課

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

- 教育委員会の事務、公立小・中学校の教材教具等の整備、宇部市奨学金制度、就学援助制度に関すること

電話番号：0836-34-8604 ファクス番号：0836-22-6066

✉ [教育委員会事務局 教育総務課へのお問い合わせは専用フォームをご利用ください。](#)

報道発表

バスをもっと身近に！小中学生運賃無料

ウェブ番号1025273

公開日 2025年5月21日

本市の路線バスは、人口減少やモータリゼーションの進行などにより利用者が減少しています。

また、教育現場では、小中学校の適正配置や部活動の地域展開により、子どもたちの移動手段を確保する必要性が高まりつつあります。

このため、本市では、宇部市交通局、船木鉄道株式会社と連携して、小中学生のバス運賃を無料にし、通学や部活動、塾の行き帰りなど、幅広くバスの利用を促進していきます。

この取組を通じて小中学生の頃からバスを利用する機会を広げながら、将来のバス利用者の増加や子育て負担の軽減につなげていきます。

開始時期

令和7年7月19日（土曜日）から（夏休みから）

※土日祝を含め、毎日利用できます。

対象者

1. 宇部市内の学校に通学する小中学生
2. 宇部市に住民票があり、市外の学校に通学する小中学生

対象となるバス路線

宇部市交通局

- 全ての路線（小野きずな号を含む）

船木鉄道株式会社

- 一部の路線（宇部駅経由の船木～宇部市役所前、際波台～宇部駅）

- くすのき号

デマンドバス

- 小野地区、二俣瀬地区、吉部・万倉地区で運行するデマンドバス

利用の方法

降車時、小中学生バス無料乗車証を運転手に提示することで、運賃を無料とします。

小中学生バス無料乗車証

乗車証イメージ



有効期限

小中学校の卒業年度の3月31日まで

配付方法

対象者(1)について

宇部市内の学校に通学する小中学生は、学校を通じて配付します。

対象者(2)について

宇部市に住民票があり、市外の学校に通学する小中学生は、交通政策課へお問い合わせください。

添付ファイル

 [小中学生バス運賃無料チラシ \(PDF 1.8MB\)](#)

このページに関するお問い合わせ

都市政策部 交通政策課

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

- 交通運輸に係る施策の企画立案及び調整、コミュニティ交通及び代替バスの運行に関すること

電話番号：0836-34-8831 ファクス番号：0836-22-6049

✉ 都市政策部 交通政策課へのお問い合わせは専用フォームをご利用ください。

令和7年
7月19日
から



小中学生は

いつでも無料で
バスに乗れます



無料乗車証を持ってバスでお出かけしよう！

対象者

- 宇部市内の学校に通学する小中学生
- 宇部市に住民票があり、市外の学校に通学する小中学生

対象となるバス路線

- 宇部市営バス
・ 全ての路線
(小野きずな号を含む)
- 船鉄バス
・ 宇部駅経由の船木～宇部市役所前
・ 際波台～宇部駅
・ くすのき号
- 小野地区、二俣瀬地区、吉部・万倉地区のデマンドバス

利用の方法

- 無料乗車証を運転手に見せると運賃が無料になります。

無料乗車証の配付について

無料乗車証は、6月中旬以降に学校を通じて配付します。
宇部市に住民票があり、市外の学校に通学する小中学生の無料乗車証は、
下記へお問い合わせください。

お問い合わせ先

宇部市交通政策課 電話：0836-34-8831
メール：kotsu@city.ube.yamaguchi.jp

しょうちゅうがくせい むりょうじょうしゃしょう つか かた 小中学生バス無料乗車証の使い方

の 乗るとき

- ・「小中学生バス無料乗車証」を使うときは、整理券は取らないようにしましょう。
- ・交通系ICカードやバスカードは使わないようにしましょう。

- ・バスの車内では、運転手さんの指示に従いましょう。
- ・分からない事や困ったことがあったら、運転手さんに聞きましょう。

お 降りるとき

- ・運転手さんに「小中学生バス無料乗車証」を見せましょう。



むりょう の 無料で乗れるバス

● 宇部市営バス

- ・全てのバス
(小野きずな号を含む)



● 船鉄バス

- ・宇部駅経由の船木～宇部市役所前
- ・際波台～宇部駅
- ・くすのき号



● デマンドバス

- ・小野地区
- ・二俣瀬地区
- ・吉部・万倉地区



の ちゅうい じこう バスに乗るときの注意事項

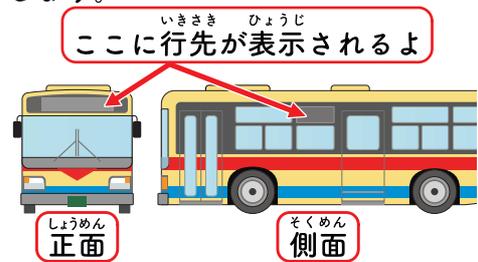
① バスを待つ

- ・バスを待つときは、運転手さんから見やすいようにバス停に並んで待ちましょう。
- ・並ぶときは、道を歩いている人の妨げにならないように注意しましょう。



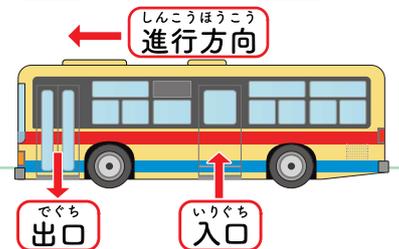
② バスが来たら

- ・バスの正面と側面の行先表示を見て、自分の乗るバスが確認しましょう。
- ・どこに行くバスが分からないときは、運転手さんに聞きましょう。



③ バスに乗る

- ・バスが完全に停まって、入口が開いたら順番にバスに乗りましょう。

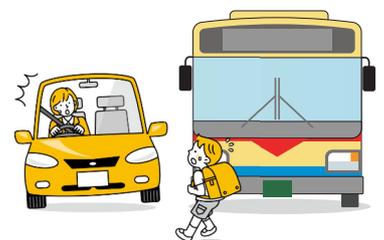


④ バスの車内では

- ・席が空いている場合は座りましょう。席が空いていない場合は、手すりやつり革をしっかりと持ちましょう。
- ・バスの車内で、大声で騒いだり、暴れたりすると他の人の迷惑になるのでやめましょう。

⑤ バスから降りる

- ・自分の降りるバス停の名前が放送されたら、降車ボタンを押しましょう。
- ・バスが完全に停まってから、席を立ちましょう。
- ・バスから降りるときは、左右の安全をよく確認しましょう。
- ・降りた後、バスの前後から道路に飛び出すのは危ないのでやめましょう。



適正規模・適正配置について

教育総務課

地域協議会について

1 設置の目的

児童生徒にとって最適な教育環境を実現するために進める、宇部市立小中学校適正規模・適正配置計画に基づく取組について、情報の共有と円滑な実施に向けた必要な事項の調整を図るため、地域協議会を設置する。

2 構成地区

地域協議会の名称	地域協議会の構成地区
藤山中学校区地域協議会	鶉の島地区、藤山地区
神原中学校区地域協議会	神原地区、見初地区、琴芝地区
西岐波中学校区地域協議会	西岐波地区、常盤地区

3 開催日（予定）

5月26日（月） 第1回 藤山中学校区地域協議会

5月28日（水） 第1回 神原中学校区地域協議会

6月下旬 第1回 西岐波中学校区地域協議会

第1回地域協議会次第（全協議会共通）

1 委嘱状交付

2 教育長挨拶

3 委員及び事務局職員紹介

4 会長・副会長選任

5 議事

(1) 計画の確認

(2) 協議会の位置づけと今後のスケジュールについて

(3) 課題の抽出について

6 その他

令和7年度宇部市地域学校協働活動推進員の委嘱について

「宇部市地域学校協働活動推進員設置要綱」の規定に基づき、令和7年3月31日付けで任期満了となった宇部市地域学校協働活動推進員の改選を行いました。

新たな推進員の構成等については、以下のとおりです。

1 推進員総数

28人

2 推進員の任期

令和7年4月1日～令和8年3月31日（1年間）

3 新任・再任別

新任… 4人（岬、二俣瀬、小野、常盤）

再任… 24人

4 女性委員の割合

15人／28人（51.7%）

社会教育法【抜粋】

（地域学校協働活動推進員）

第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

宇部市地域学校協働活動推進員設置要綱【抜粋】

（趣旨）

第1条 この要綱は、社会教育法第9条の7第1項に基づき宇部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する地域学校協働活動推進員（以下「推進員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 推進員は、社会教育法第5条第2項に基づく地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図ると

ともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

(設置)

第3条 教育委員会は、宇部市立の各小学校区（以下「学校区」という。）に推進員を置くことができる。

(定数)

第4条 推進員の数は、各学校区1名を原則とする。ただし、地域の実情を考慮のうえ、各学校区に複数名の推進員を置くこと及び同一の推進員が複数の学校区を担当することを妨げない。

(資格及び委嘱)

第5条 推進員の委嘱は、次の各号の全ての資格要件に該当する者のうちから、当該学校区のふれあいセンター館長の推薦により、教育委員会がこれを行う。

(1) 地域において社会的信望がある者

(2) 地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者

(任期及び解嘱)

第6条 推進員の任期は、委嘱を受けた日からその日が属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 教育委員会は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、任期の満了前であっても委嘱を解くことができる。

(1) 心身の故障のため活動の継続に支障があり、又はこれに堪えられないと認められる場合

(2) その他推進員としてふさわしくない行為を行ったと認められる場合

(活動内容)

第7条 推進員の活動内容は、次の各号のとおりとする。

(1) 地域の教育課題解決に必要な総合的な連絡調整に関する活動

(2) 地域・学校の教育活動への支援や企画、参加促進に関する活動

(3) 学校運営協議会その他必要な協議体との連携調整に関する活動

(4) その他推進員の設置の目的を達成するために必要な活動

令和7年度 地域学校協働活動推進員 名簿

任期：令和7年4月1日～令和8年3月31日（要綱第6条）

No.	学校名	氏名	新規・継続
1	東岐波小学校	山根 寛	継続
2		松田 昌枝	継続
3		正司 マキコ	継続
4	西岐波小学校	宮森 由香里	継続
5	恩田小学校	石川 悦子	継続
6	上宇部小学校	熊毛 千恵	継続
7	岬小学校	藤原 美希	新規
8	見初小学校	牧野 共明	継続
9		松本 鉄己	継続
10	琴芝小学校	石原 孝行	継続
11	神原小学校	江嶋 亜企雄	継続
12	新川小学校	川崎 雅行	継続
13	鶯ノ島小学校	麻生 都	継続
14	藤山小学校	西田 豊	継続
15	厚南小学校	川崎 裕美	継続
16	原小学校	片岡 伸也	継続
17		駄阿 泉	継続
18	厚東小学校	小林 征和	継続
19	二俣瀬小学校	辻岡 澄子	新規
20	小野小学校	戎谷 孝之	新規
21	常盤小学校	村井 雄一	新規
22	小羽山小学校	宮本 良子	継続
23	西宇部小学校	山根 昌子	継続
24	川上小学校	大塚 徹	継続
25	黒石小学校	杉永 美佐子	継続
26	吉部小学校	高無 志津子	継続
27	万倉小学校	河崎 文夫	継続
28	船木小学校	吉田 道子	継続

宇部市文化財保護条例 抜粋

第六章 宇部市文化財審議会

(設置)

第四十三条 教育委員会の諮問に応じ、本市の区域内に存する文化財の保存及び活用に関して調査審議させるため、宇部市文化財審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第四十四条 審議会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから教育委員会が任命する。

(任期)

第四十五条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第四十六条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第四十七条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(幹事)

第四十八条 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、関係職員のうちから教育委員会が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

4 幹事は、会議に出席して意見を述べることができる。

宇部市文化財審議会 委員名簿

担当課等名 宇部市学びの森くすのき・地域文化交流課

令和7年5月1日現在

	氏名	ふりがな	性別	年齢	所属	役職等	専門分野	就任年月日	在任期間	任期
1	岩元 修一	いわもと しゅういち	男	68	元宇部工業高等専門学校	元教授	古文書 歴史資料	2007年4月1日	18年目	2025年5月1日 ~ 2027年4月30日
2	福田 善子	ふくだ よしこ	女	45	山口県立萩美術館・浦上記念館	学芸員	日本絵画 美術工芸品	2025年5月1日	1年目	2025年5月1日 ~ 2027年4月30日
3	戸坂 芳朗	とさか よしろう	男	48	山口県樹木医会	—	天然記念物(植物)	2021年5月1日	4年目	2025年5月1日 ~ 2027年4月30日
4	松本 久美子	まつもと くみこ	女	56	周南市美術博物館	学芸員	歴史全般 博物館	2011年4月1日	14年目	2025年5月1日 ~ 2027年4月30日
5	若山 さやか	わかやま さやか	女	53	山陽小野田市歴史民俗資料館	館長	歴史全般 博物館	2013年4月1日	12年目	2025年5月1日 ~ 2027年4月30日
6	渡邊 一雄	わたなべ かずお	男	72	元梅光学院大学	元教授	考古学 史跡	2007年4月1日	18年目	2025年5月1日 ~ 2027年4月30日

宇部市立図書館協議会委員任命の件

新たに任命された委員

区 分	氏 名	性別	所属・役職名	任期
学校教育の関係者	末次 倫子	女	船木小学校 校長	任命日 ～ 令和8年5月31日
学校教育の関係者	江藤 弘康	男	桃山中学校 校長	任命日 ～ 令和8年5月31日

辞任した委員

区 分	氏 名	性別	所属・役職名	任期
学校教育の関係者	能美 三枝子	女	吉部小学校 校長	令和6年6月1日 ～ 令和7年3月31日
学校教育の関係者	叶屋 良太	男	常盤中学校 校長	令和6年6月1日 ～ 令和7年3月31日

宇部市立図書館協議会委員一覧

任期：任命日～令和8年5月31日

区分	No.	氏名	所属・役職名	性別	年齢	在任年数
学校教育の関係者	1	スエツグ トモ子 末次 倫子	宇部市小学校長会 船木小学校 校長	女	54	1年目 (新任)
	2	エウ ヒロヤス 江藤 弘康	宇部市中学校長会 桃山中学校 校長	男	52	1年目 (新任)
社会教育の関係者	3	タカガリ カズシゲ 竹川 和成	図書館登録団体 グリムの会 運営委員	男	63	2年目
	4	アリタ タカ子 有田 卓子	図書館登録団体 くれよん 代表	女	70	6年目
	5	オキタ サヨ子 沖田 佐代子	図書館登録団体 点訳すずかけの会 副会長	女	71	2年目
	6	エグチ エイ子 江口 英子	図書館登録団体 対面朗読の会 副会長	女	76	6年目
家庭教育の向上に資する活動を行う者	7	マツカガ サチ子 松岡 幸子	宇部市母子保健推進協議会 理事	女	56	2年目
	8	イノウエ キミヒト 井上 公仁	宇部市PTA連合会 副会長	男	50	2年目
学識経験者	9	ミツ ナオキ直之 三輪 直之	宇部フロンティア大学 教授	男	62	2年目
	10	マシカガ マモル 枅永 墨	株式会社宇部日報社 取締役新聞局長	男	53	6年目

女性委員の比率 5名／10名 50%

○宇部市立図書館協議会設置条例

昭和二十八年六月二十三日
条例第四十四号

第一条 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第十四条第一項の規定に基づき、宇部市立図書館に宇部市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(平二四条例一三・一部改正)

第二条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから宇部市教育委員会(以下「委員会」という。)が任命する。

- 一 学校教育及び社会教育の関係者
- 二 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- 三 学識経験者

(平二四条例一三・全改)

第三条 委員の定数は、十人以内とする。

(平二四条例一三・追加)

第四条 委員の任期は、二年とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平二四条例一三・旧第三条繰下・一部改正)

第五条 委員会は、特別の事情があると認めたときは、委員の任期中でも、これを解任することができる。

(平二四条例一三・旧第四条繰下)

第六条 委員には、別に条例の定めるところにより報酬を支給し、及びその職務を行うために要した費用を弁償する。

(平二四条例一三・旧第五条繰下)

第七条 協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平二四条例一三・旧第六条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和三十五年三月三十日条例第七号)

この条例は、昭和三十五年四月一日から施行する。

附 則(平成二十四年三月三十日条例第十三号)

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

○宇部市立図書館協議会規則

昭和四十二年十月十一日
教育委員会規則第三号

(目的)

第一条 この規則は、宇部市立図書館協議会(以下「協議会」という。)の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(役員)

第二条 協議会に委員長及び副委員長一人を置く。

2 前項の役員は、委員の互選による。

(職務)

第三条 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(招集)

第四条 協議会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四十八年十一月一日教委規則第四号)

この規則は、昭和四十八年十一月一日から施行する。

寄 附 (4月分)

令和7年5月22日 報告

寄附年月日	寄 附 者	金 額 等	趣 旨 等
令和7年4月4日	匿 名	5,000 円	交通遺児のため として (平成24年度から通算156回目)